

複製厳禁

# 一般廃棄物処理業許可証

住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字八幡174番地1

氏名 株式会社赤碕清掃

代表取締役 小椋 康広

令和6年6月25日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例第30条の規定により、許可する。

令和6年7月16日

倉吉市長 広田 一恭



記

- 事業の種類 一般廃棄物の収集運搬
- 事業の区域 倉吉市内
- 取り扱う一般廃棄物の種類 一般廃棄物（ごみ）
- 許可の期間 令和6年8月1日から令和8年7月31日まで
- 使用車両種別台数
  - 2.0トン積（鳥取800は1060） 2.25トン積（鳥取800さ8617）
  - 3.50トン積（鳥取100さ9556） 2.00トン積（鳥取400す2707）
  - 0.35トン積（鳥取480こ762） 0.35トン積（鳥取480せ2439）
  - 2.60トン積（鳥取100す1445）
- 許可の条件
  - ごみは、鳥取中部ふるさと広域連合が運営するほうきりサイクルセンター及び再資源化業者又は一般廃棄物処分許可業者に搬入すること。
  - 市の分別基準に従って分別し、特に再生資源（びん・缶・紙布・牛乳パック・発泡スチロール・ペットボトル）は、リサイクルすること。
  - 市町間のごみを混載しないこと。
  - 収集依頼先への啓発など、ごみの減量化・リサイクルの推進に努めること。
  - 関係法令を遵守すること。
  - 収集運搬（搬入）実績報告書を翌月10日までに提出すること。
  - 許可業者として適正を欠く行為があった場合は、許可を取り消す。